石狩市給水装置新設工事資金の融資あっせん及び利子補給制度の事務手続きフロー

申　込　者	石　狩　市	金　融　機　関
①【融資あっせんの申込】 「石狩市給水装置新設工事資金融資あっせん申込書」(別記第1号様式)により申請する。 必要添付書類 ① 申込者及び連帯保証人の前年度の市町村民税の納税証明書と所得証明書 ② 住民票(世帯全員) ③ 工事の見積書又は契約書の写し	 **【融資あっせんの可否】** 申込書の内容を審査し、「石狩市給水装置新設工事資金融資あっせん可否決定通知書」(別記第2号様式)を申込者に交付します。	
②【融資の申込】 可否決定通知書をもって、金融機関が定めた手続きにより金融機関へ融資の申し込みをする。		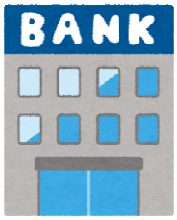 **【融資の決定】** 申し込みを受けた金融機関は、その内容を審査して融資の可否を決定します。 結果を「石狩市給水装置新設工事資金融資可否決定通知書」(別記第3号様式)により市へ報告します。 また、「石狩市給水装置新設工事資金融資決定通知書」(別記第4号様式)により申込者に通知します。
③【工事の施工】 工事を施工する。 ※通知の日から起算して2ヶ月以内に工事を完成させる。	**【融資の決定】** 可否決定通知書を受理します。	
	工　事　施　工　期　間	
	【融資の実行】 工事検査の合格を確認し、「石狩市給水装置新設工事資金融資実行依頼書」(別記第5号様式)により金融機関に融資の実行を依頼します。	**【融資の実行】** 融資を実行することについて申込者へ通知します。
④【融資の実行】 金融機関の所定の方法により融資に係る手続きをする。		**【融資の実行】** 工事施行業者の預金口座への入金をもって融資を実行します。
⑤【返済】 元金均等の月賦償還により返済する。	**【利子補給】** 委託契約の定めるところにより、借受人に代わり、金融機関に支払います。	**【完済報告】** 融資資金が完済されたときは、「石狩市給水装置新設工事融資資金完済報告書」(別記第6号様式)により市に報告します。
	【利子補給の完了】 完済報告書を受理し、利子補給を完了します。	